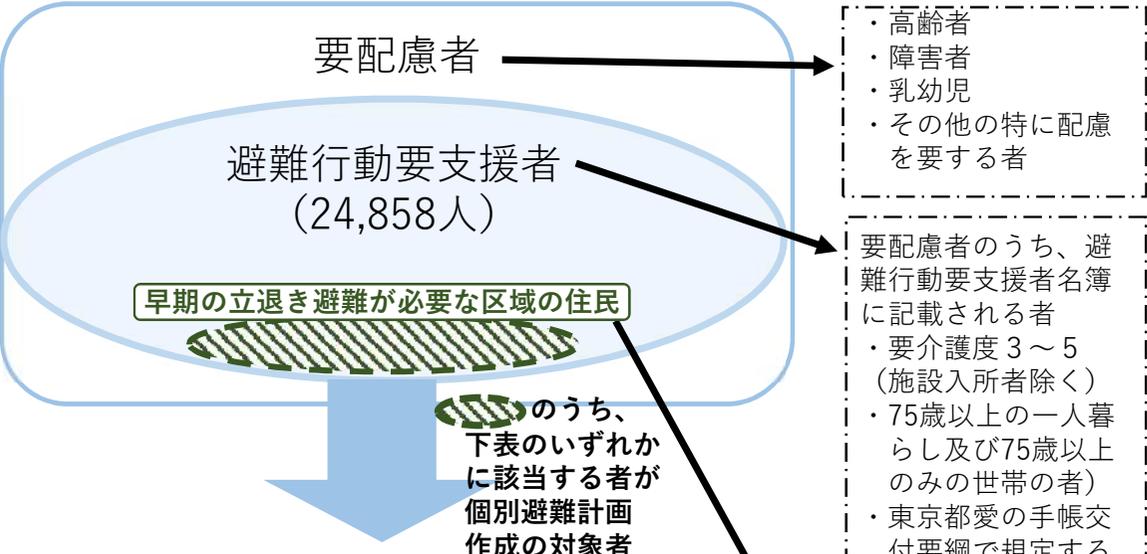


墨田区の個別避難計画作成における対象者の概要

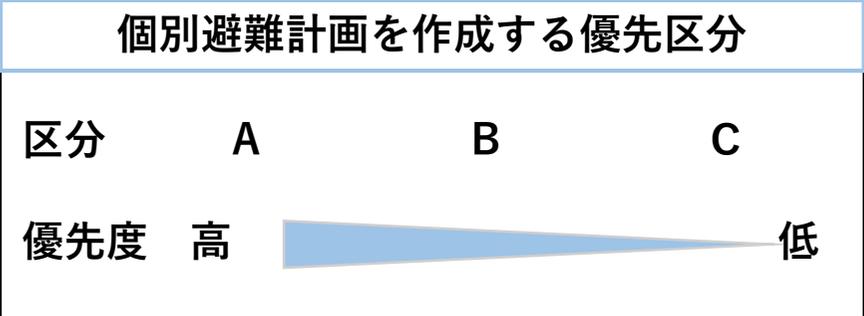


- ・高齢者
- ・障害者
- ・乳幼児
- ・その他の特に配慮を要する者

- ・要配慮者のうち、避難行動要支援者名簿に記載される者
- ・要介護度3～5（施設入所者除く）
- ・75歳以上の一人暮らし及び75歳以上のみの世帯の者）
- ・東京都愛の手帳交付要綱で規定する第1種知的障害者
- ・身体障害者福祉法で規定する第1種身体障害者

墨田区水害ハザードマップ上、早期の立退き避難が必要な区域（墨田・八広・東向島・東墨田地区の一部）

支援区分	備考
要介護状態区分 要介護度 3～5	
障害支援区分 4～6 (内部障害のみ の場合を除く)	障害者総合支援法に基づくサービスの支給判定区分。障害の特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを6段階で表したものの



区分	類型	介護・障害の度合い	対象者数
A	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅が「早期の立退き避難が必要な区域」にある ・自力で歩いて避難先に移動できない ・介護、障害の度合いが右記に該当 	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度 5 ・障害支援区分 6 	約100人
B	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度 4 ・障害支援区分 5 	約140人
C	〃	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護度 3 ・障害支援区分 4 	約140人